伊予市公告第４６号

一般競争入札（事後審査型条件付き一般競争入札）を次のとおり行うので、伊予市財務会計規則（平成１７年伊予市規則第４８号）第２４４条の規定に基づき公告する。

令和８年８月７日

伊予市長　　武　智　邦　典

１　入札に付する事項

⑴　工事名

滝山武領１号橋補修工事

⑵　工事場所

伊予市大平地内

⑶　工事概要

橋梁補修　Ｎ＝１橋

ひび割れ補修工　Ｎ＝１式

断面修復工　Ｎ＝１式

孔食部補修工　Ｎ＝１式

塗装塗替工　Ｎ＝1式

⑷　工期

契約締結日から令和９年３月２６日まで

⑸　予定価格

５２，１２９，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

２　入札に参加する者に必要な資格等

⑴　入札参加資格を有する者

次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア　土木一式工事業について、伊予市競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成２４年伊予市告示第１３０号。以下「審査要綱」という。）第３条に規定する有資格者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

エ　事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別紙１）（以下「申請書（別紙１）」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成１７年伊予市訓令第７９号）又は伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成２２年伊予市訓令第２０号）に

基づいて市長が行う指名停止及び指名回避又は排除措置の期間中にない者であること。

オ　伊予市暴力団排除条例（平成２３年伊予市条例第３０号）第２条第１号から第３号の規定に該当しない者であること。

カ　土木一式工事業について、建設業の許可（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する許可をいう。以下同じ。）を受け、伊予市内に許可を受けた本店を有する者であること。

キ　土木一式工事業について、審査要綱第６条の規定による建設業者格付けがＢ等級以上に属する者であること。

ク　建設業法第２６条に規定する技術者を専任で配置できる者。ただし、主任技術者を配置する場合であって、主任技術者の専任緩和の特例措置の適用を受けたときは、この限りではない。

３　設計図書等の閲覧等に関する事項

⑴　入札説明書の掲載等

ア　交付期間

令和８年８月７日（金）から９月２日（水）まで

イ　掲載場所

入札情報公開システム

ウ　質疑応答

㈠　質疑提出期間

令和８年８月７日（金）から８月２５日（火）まで

（最終日は午後５時まで）

㈡　質疑提出方法

電子入札システムにより提出すること。

㈢　応答方法

入札情報公開システムに掲載することにより行う。

㈣　応答期限

令和８年８月２７日（木）

㈤　閲覧期間

令和８年８月７日（金）から９月２日（水）まで

４　入札参加申込及び入札

⑴　入札参加申込及び入札の期間

令和８年８月３１日（月）から９月２日（水）まで

（最終日は午後５時１５分まで）

５　開札の日時及び場所

⑴　開札の日時

令和８年９月３日（木）　午前１０時３０分

⑵　開札の場所

えひめ電子入札共同システム

6　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金は免除する。

⑵　契約に際しては、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、伊予市財務会計規則第２７７条の規定に掲げるものをもって契約保証金の納付に代えることができる。また、伊予市財務会計規則第２７８条の規定に掲げる場合においては、契約保証金の納付の全部又は一部を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約にあっては、契約保証金は、請負金額の１００分の３０以上とする。

7　入札方法

⑴　入札書の提出方法

本入札は電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、申請書（別紙１）及び⑶に示す工事費内訳書を添付して提出すること。

⑵　入札方法

ア　入札執行回数は１回とする。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑶　工事費内訳書の提出

ア　入札に際し、工事費内訳書を提出するものとする。（別紙２の表紙を使用し、閲覧設計書の本工事費内訳書を添付して提出すること。）

イ　工事価格計欄の金額が入札金額に符合するものであること。

8　入札の無効に関する事項

入札参加資格を有しない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

9　入札参加資格確認審査および落札者の決定に関する事項

⑴　落札候補者及び落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

その後、当該落札候補者の入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から適格者が確認できるまで順次審査を行うものとする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

⑵　低入札価格調査

本入札には低入札調査基準価格を設けており、当価格を下回る入札が行われた場

合は、入札参加資格確認審査に加え低入札価格調査を実施の上、落札者とするか否かの決定を行う。

⑶　入札参加資格の確認

入札執行者から入札参加資格を確認するため、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（別紙３）、入札参加資格確認資料（別紙４）及び添付書類の提出を求められた落札候補者は、指示された日の翌日から起算して２日以内に関係書類を提出するものとする。

ア　提出方法

電子入札システムにより別途指定する日時までに速やかに提出すること。

イ　その他

(ｱ)　申請書の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

(ｲ)　詳細は、入札説明書による。

⑷　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明及び不服申立

ア　入札参加資格が認められなかった者は、市長に対してその理由の説明を求めることができる。

イ　アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、入札参加資格を認めない理由の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内の執務時間中に、１０⑶に掲げる場所に持参して提出すること。郵送又は電送による書面は、受け付けない。

ウ　イの書面を提出した者に対する回答は、申立てを受けた日の翌日から起算して１０日以内に書面により行う。ただし、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

エ　ウによる入札参加資格を認めない理由の通知を受けた者は、伊予市建設工事等不服申立処理要綱（平成２６年伊予市告示第２６号）の規定により、理由を通知した日の翌日から起算して７日以内に、市長に対して不服の申立てができる。

10　その他

⑴　契約書作成の要否

要

⑵　契約の成立

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が２⑴の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

⑶　契約条項を示す場所及び問い合わせ先

伊予市総務部財政課（監理担当）

〒７９９－３１９３

伊予市米湊８２０番地

電話番号　（０８９）９０９－６３８４

⑷　その他

詳細は、入札説明書による。